

82 高等試験及び実務練習を要せずして司法官となる資格制
定
〔明治二十年七月〕

〔注記1〕
明治廿年七月十八日
内閣総理大臣 花押^(伊藤)
内閣書記官^(金井)
内閣書記官長^(田中)

各省大臣

外務	花押 ^(井上)	大蔵	花押 ^(松方)	海軍	花押 ^(西郷)	文部	花押 ^(森)	通信	花押 ^(板本)
内務	花押 ^(山恩)	陸軍	花押 ^(大山)	司法	花押 ^(山田)	農商務			

高等試験及実務練習ヲ要セスシテ司法官トナスノ件

右閣議ニ供ス

〔注記2〕

閣令第〔十九〕号^(朱書)

四箇年以上裁判官檢察官ノ職ヲ奉シ他ニ転官シ又ハ四箇年以上
旧参事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者四箇年以上司法省ノ
民事局長刑事事局長又ハ参事官ノ職ヲ奉シタル者及代言人試験ニ
及第シ五箇年以上代言人タル者ハ当分ノ内高等試験及実務練習
ヲ要セスシテ司法官ニ任スルコトヲ得

明治〔二十〕年〔七〕月〔廿二〕日^(朱書)
内閣総理大臣^(山田)

〔注記1〕

〔局甲一三六号〕

(注記2)

「三」(簿冊内件名番号)

【公文類聚 第十一編 明治二
十年 第五卷】2A.1, ②292】